

登別市地域材利用推進方針

平成26年11月18日 策定

令和5年10月17日 改正

(目的)

第1 この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第12条第1項の規定に基づき、北海道が定める「北海道地域材利用推進方針」に即して策定するものであり、市が整備・施工する建築物及び公共土木工事(以下「建築物等」という。)などにおいて、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材(以下「地域材」という。)の利用を促進することにより、森林から生産される木材等の収益が森林の整備や保全に向けられ、森林資源の循環利用に寄与するとともに、健康的で温もりのある快適な建築物等の整備を図ることを目的とする。

(建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第2 市は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する建築物等における地域材の利用に努めるものとする。

ただし、建築物等における地域材の利用の要否については、利用者ニーズや周辺環境との調和等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断するとともに、当該建築物等に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、木造化を促進する対象としないものとする。

(建築物等における地域材の利用の目標)

第3 市は、建築物等の整備について、地域材での木造化の促進又は内装等の木質化に努めるものとする。

- 2 建築物等における備品及び消耗品等については、「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達方針」を遵守するとともに、地域材を原材料として使用した物の調達が可能な場合には、その使用に努めるものとする。
- 3 建築物等における森林バイオマスの利用を推進するため、木質ペレットなど森林バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大に努めるものとする。

(普及啓発・情報提供)

第4 市は、市民への地域材利用の意義の普及啓発や情報発信に努めるものとする。